

No.	008	—	2001	事務事業名	後期高齢者医療保険料徴収事務	細事務事業名		公的関与	1				
PLAN	課名	保険年金課	係名	医療年金係	電話番号	089-964-4406	メールアドレス	hokennenkin@city.toon.ehime.jp					
	事業区分	経常的事務事業		事業運営方法	直営	実施計画	非該当	事業期間	20年度～年度 期間設定なし				
	総合計画	政策目標	第2章 みんなが元気になる健康福祉のまち		政策項目	6 社会保障の充実		主要施策	(2) 国民健康保険事業の健全化				
	事業の対象	後期高齢者医療被保険者				根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律						
	事業の目的	最終的	愛媛県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料の収納率100パーセントを目指します。			今年度	収納率100パーセントに向けて、適正な徴収の取り組みを実施します。						
	活動内容	①	後期高齢者医療保険料決定通知書発送時にパンフレットによる保険料の納付についての案内をします。			④	後期高齢者医療保険料未納者には市役所窓口にて納付相談や戸別訪問、電話による納付勧奨の実施、滞納者については滞納処分を行います。						
		②	後期高齢者医療保険料普通徴収における口座振替を促進します。			⑤	後期高齢者医療保険料の過誤納については速やかに還付処理を行います。						
		③	後期高齢者医療保険料督促、催告状を定期的に送付します。										
	成果指標	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標			
		被保険者数	年度末被保険者数		人	目標	4,723	4,830	4,860				
実績			4,735	4,831									
保険料徴収率		普通徴収現年度分		%	目標	100	100	100					
	実績		99	99									
保険料徴収率	保険料合計額		%	目標	100	100	100						
	実績		99	99									
ODO	予算費目	会計	後期高齢者医療特別会計		費目名	徴収費、諸支出金							
	直接事業費		平成 23 年度決算	平成 24 年度決算	平成 25 年度予算	備考							
		国・県支出金	0千円	0千円	0千円								
		地方債	0千円	0千円	0千円								
		その他特定財源	1,108千円	946千円	1,420千円								
		一般財源	0千円	0千円	0千円								
		計(A)	1,108千円	946千円	1,420千円								
	人件費(B)	正職員工数・経費	1.000人	6,039千円	1.000人	6,049千円	1.000人	6,094千円					
		臨時職員工数・経費	0.000人	0千円	0.000人	0千円	0.000人	0千円					
	全体事業費(A+B)		7,147千円		6,995千円		7,514千円						
一次評価者	医療年金係	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	4	効率性	4	今後の方向性	拡大・充実
項目	評価項目の説明（一次評価者のコメント）												
必要性	後期高齢者医療制度の運営の中で保険料の徴収を市が実施することが定められています。身近な窓口である市が徴収事務を行うことで被保険者にとって制度に関する質問や納付相談がしやすく市民サービスの向上を図ることが出来ました。												
有効性	被保険者と直接、接することが容易であるため、保険料納付の理解を得やすく収納率の向上を図ることが出来ます。												
達成度	未納者に対して督促状、催告状の送付や度々個別訪問、電話による納付勧奨の実施、また滞納者については滞納処分を行うことにより、県平均を上回る収納率を挙げています。												
効率性	未納者には毎月督促状、年数回催告状等を送付しています。窓口での納付相談や電話による催告、戸別訪問による滞納整理等を行うため、従事人員、経費等コストを下げる余地はありません。												
当面の課題	①愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携を取りながら、制度の説明を行うことにより保険料納付への理解を求めていく必要があります。②普通徴収の口座振替の推進を行い、収納率の向上を図る必要があります。③申出により特別徴収から普通徴収に変更した被保険者が未納になった場合に、特別徴収へ納付方法変更の勧奨を行います。												
改訂	①75歳の年齢到達による新規資格取得者に更に分かりやすい納付方法を周知します。②年齢到達被保険者証交付時の口座振替案内を実施します。③保険料決定通知書発送時に納付方法の案内を行います。④広報に保険料納付方法等の記事を掲載します。⑤希望する被保険者には嘱託徴収員による市民税とあわせた徴収を依頼します。⑥滞納者に対して電話による納付催告や戸別訪問による徴収を行います。⑦滞納者に対して滞納処分を実施します。												
二次評価者	保険年金課長	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	4	今後の方向性	拡大・充実
二次評価での指摘事項	愛媛県後期高齢者医療広域連合では、保険料の収納率向上に向け、24年度から年間2回の集中滞納整理期間を設けるように指導を行うとともに、収納率に応じてペナルティを科すように運用を変更しました。これを受け、5月、12月を集中期間として、悪質滞納者に対する差し押さえや未納金の徴収に努め、収納率の向上を図りました。今後も引き続き、収納率の向上に向け積極的な収納活動を実施する必要があります。												